（削る）	第六十条第六項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
第六十条の二第三項及び第四項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（新設）
第六十条の三第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	（新設）
第六十条の三第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（新設）
第六十条の四第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	（新設）
第六十条の四第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（略）
（略）	第六十一条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
第六十一条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	第六十三条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
第六十三条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第六十三条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
第六十三条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第六十四条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
第六十四条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第六十四条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
第六十四条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（略）
（略）	第六十六条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書の記載
第六十六条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書の記載	